

米軍基地における水質汚染物質の発見および対策過程

——ドイツ・ラインラント＝プファルツ州における PFOS 汚染とその対策を事例に——

日本学術振興会 森啓輔

1 目的

本報告は、冷戦以降のドイツに駐留する NATO 軍基地のなかでもアメリカ軍基地とその周辺地域を対象とした、米軍基地に由来する水質環境汚染の発見過程および、規制過程の法政治的展開について事例研究を考察するものである。本報告で注目するパーフルオロオクタンスルホン酸（以下 PFOS= perfluorooctanesulfonic acid）は、2000 年代以降非水溶性の環境汚染物質として、先進国では特に規制が強化されてきている化学物質である。本報告では主として、2010 年代以降に出現した PFOS のドイツ・ラインラント＝プファルツ州における発見および展開過程を考察対象とする。

2 方法

公的文書の法地理的分析、インタビュー調査、海外駐留米軍基地の量的質的分析などを動員して、パーフルオロオクタンスルホン酸の発見・展開過程および、対策における法的地理的過程を考察する。

3 結果

（1）NATO 軍地位協定は 1951 年に締結され、西ドイツは 1955 年に NATO 軍および同地位協定へと加入した。その後、協定運用のための補足協定が 1959 年に締結され、これまでに三度（1971、1981、1993 年）改定されてきた。1993 年補足協定改定（ボン補足協定）は、NATO 軍基地周辺地域の地方自治体に、基地運用や基地被害への参加をより可能にする仕組みを作るものとされた。

（2）ラインラント＝プファルツ州では、2011 年の州選挙における緑の党の大躍進に伴い選出された州環境大臣のもと、PFOS に対する環境汚染調査が州全体で行われた。その結果、米軍基地および基地跡およびその周辺において、広域の水源および河川汚染が明らかになった。

（3）しかし NATO 軍基地をめぐる地位協定においては、基地に由来する周辺地域の水質汚染に関する規定は極めて限定的であり、特に PFOS は比較的新しく発見された物質のため、該当に含まれていない。

（4）連邦の 2016 年の見解では、水域環境汚染に関する締結国（ドイツおよびアメリカ国家）以外の第 3 者の存在に関しては、NATO 協定 8 条 10 項の「派遣国及び受入国の当局は、締結国が関係を有する請求権の公正な審査および処理のための証拠の入手について協力するものとする」に基づいた調査経過を経なければならない。しかし第 3 者は同協定に詳細に概念化されておらず、米軍の責任については国際法における国家免除により生じない。ゆえに水質環境汚染対応においては、地方自治体と私人の同協定における概念があいまいなことから、海外軍隊と連邦文民機関の協議と協力が解決のためには不可欠とされる。

（5）国家行政機関の政治的解決としてのみ、地域住民を含めた第 3 者の救済や包摂が可能となる。

（6）米空軍は一時的に下水処理施設を周辺河川への排水溝に自ら設置することで一時的に対応した。

4 結論

2010 年代以降ラインラント＝プファルツ州では、消火剤に含まれる有機フッ素化合物である PFOS の発がん性と毒性が問題となる。2011 年州選挙の結果、緑の党が躍進し州政府環境大臣が選出された。そのイニシアティブで PFOS の広域汚染が発見される。

その後の汚染対策は、PFOS の地位協定における当事者国家の間の政治的解決を経なければならない問題として連邦には認識されているが、他方で州は費用の負担を連邦に求めている。ボン補足協定で地方自治体に大幅に委譲されたかに見えた軍事基地をめぐる自治権は、ドイツにおいても未だ途上過程にあると言えよう。